

令和8年度鳥取県育英奨学生（世界へ羽ばたく人材育成奨学金）募集要項

1 世界へ羽ばたく人材育成奨学金制度の目的

県内に住所を有する者の子等で国外に所在する大学へ進学する者に対し、鳥取県が必要な経費を貸与することにより、グローバル人材の育成に必要な国外進学を促進するとともに、鳥取県の未来をつくる人材を育成することを目的とします。

この奨学金は、返還の必要があるものです。

返還期間は20年となりますので、進学される方や保護者でしっかりと話し合ってから貸付を受けてください。

2 募集人員 5人

（注意）募集人員を上回る申請があった場合、所得状況及び学業成績等を勘案し、鳥取県育英奨学生選考委員会において選考の上、採用者を決定します。

3 対象となる大学

学士号が取得できる諸外国（地域）の大学。

4 貸与期間

（1）大学に入学した時から（日本からの大学入学前に「大学入学準備コース（ファウンデーションコース）」の修了が義務付けられている場合は、そのコースに入学した時から）、大学の正規の修業年限の終了する月までとします。（ただし、貸与期間は4年を上限とする。）

（2）注意事項

①学位取得のために定められた修業期間を限度とし、貸与します。

（当該修業期間は正規課程（学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程）の学生として、その課程で学位取得のために必要と定められている在籍期間）

②貸与期間中に退学する場合は、貸与を終了します。

5 貸与期間の開始と終了

（1）貸与の開始

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間で、留学先大学が所在する諸外国（地域）において、学士課程における一年次の授業の開始月から貸与を開始します。

（2）貸与の終了

貸与の終了は学籍がある期間内で、留学先大学における学位取得のための学修活動が終了する月までとします。

6 貸与月額

※基本額に、必要に応じて国外加算額を加算した額

基本額（選択制）	国外加算額（留学先地域により決定）
60,000 円、90,000 円、120,000 円	20,000 円、40,000 円、80,000 円

1 「基本額」の金額は、月額 60,000 円、月額 90,000 円又は月額 120,000 円のうち、奨学資金の貸与を受けようとする者が選択する金額とする。

2 「国外加算額」の金額は、大学が設置されている国の地域の区分に応じて、月額 20,000 円、月額 40,000 円又は月額 80,000 円から教育委員会が別に指定する金額とする（別表第1のとおり）。

【国外加算額】 留学先の国・地域により異なります。詳細は別表第 1 を参照してください。

区分	月額	主な国・地域
A	20,000 円	台湾・インド・フィリピン・ブラジル
B	40,000 円	フランス・ドイツ・中国・大韓民国・ハンガリー・マレーシア
C	80,000 円	オランダ・英国・香港・オーストラリア・シンガポール・カナダ・アメリカ合衆国

7 入学支度金

海外進学に係る保険料、海外渡航にともなう航空費、査証及び旅券の取得費用、健康診断料、予防接種料、その他海外進学に係る渡航にあたって特に必要と認める経費を入学支度金として支給します。

金額は上記対象経費の 1 / 2、支給額の上限は 3 0 0, 0 0 0 円です。

入学支度金の返済は不要です。支度金の希望の有無については、貸与申請時に確認します。

8 奨学資金の支給方法

奨学資金の支給は、学生の本人名義である日本国内の金融機関の口座へ送金します。奨学資金は、毎年在籍確認を行った上で、支給します。

8 奨学資金の返還

(1) 奨学資金は無利子とし、貸与の終了後 2 0 年以内（途中辞退、退学等の場合は 1 0 年以内）に、半年賦又は月賦の方法で、口座振替の方法により返還していただきます。返還金の最低年額（返還が完了する年の返還額を除く）は、貸与総額により定められています。

(返還の例)

区 分	卒業時の貸与総額	返還年賦額	返還年数
60,000円 (基本額60,000円、 国外加算額0円)	2,880,000円	144,000円／年	2 0 年
130,000円 (基本額90,000円、 国外加算額40,000円)	6,240,000円	312,000円／年	2 0 年
200,000円 (基本額120,000円、 国外加算額80,000円)	9,600,000円	480,000円／年	2 0 年

(2) 奨学資金の返還を怠ったときは、民法の規定により滞納している期間が 1 年について 3 % の延滞金が加算されます。

9 採用実施日程

以下の日程で採用等の手続を行います。

項 目	日 程
申請書類提出	令和 7 年 7 月～9 月上旬
審査（書面審査）	審査結果は、令和 7 年 1 2 月を目途に、申請者（全員）宛に通知
採用決定後の手続き	令和 8 年度春～秋頃（入学時期による） 入学後ただちに、手続き書類提出

10 申請資格

次の要件をすべて満たしていること。（※要項のチェックリストでもご確認ください。）

- (1) 県内に住所を有する者の子等で、令和8年度に大学へ入学する予定の者。
- (2) 高等学校等第2学年時（定時制課程又は通信制課程に在学する者は、卒業見込年度の前年度）の学業成績の平均値が4.0以上であり、性行が正しいこと。
- (3) 申請者の属する世帯（生計を一とする世帯）の年間所得が、別表第2の所得基準以下であること。
- (4) 進学後、鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。
- (5) 進学後、鳥取県以外の者から、鳥取県育英奨学資金の貸与額以上の無利子の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。（教育委員会が別に定める奨学資金を除く。）
- (6) 留学中の本人に代わり、日本国内で、確実に事務手続き等の連絡を取り、安全確認等を行うことができる連絡人を有する者

なお、国内連絡人は、原則として、以下①～④全てを満たす者としします。

- ① 日本国内に居住する3親等内の成人した親族（両親、祖父母、叔父・叔母等）、又は親権者が国内連絡人として認めた者
- ② 奨学生からの相談等に適切に対応できる者
- ③ 奨学生が災害・事故・病気等の不測の事態に遭遇した場合に適切に危機管理対応が行える者
- ④ 日本語での事務手続きに対応できる者

※（4）、（5）の同種類の奨学金の詳細は別紙「参考」をご覧ください。

《貸与開始までに満たすべき要件》

- (1) 貸与期間開始までに留学先大学の入学許可を得ることができる者

（日本からの大学入学前に「大学入学準備コース（ファウンデーションコース）」の修了が義務付けられている場合は、そのコースの修了後は大学への入学が許可されていること。）

※大学入学準備コースに入学する場合は、奨学資金の貸付の開始までに大学入学準備コースの入学許可書と、当該コース修了後に大学への入学が許可される旨が記載されている許可書を提出いただきます。

- (2) 留学に必要な査証を得ることができる者

11 申請の手続

奨学資金を希望する者は、次の書類を在学している高等学校等の長に提出すること。（既に高等学校等を卒業している者は、出身の高等学校等へ提出すること。県外高校在学者又は高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者等は、下記へ問い合わせること。）

- (1) 鳥取県大学等奨学資金貸与申請書・・・鳥取県育英奨学資金貸与規則 別記様式第4号
- (2) 令和6年分所得に係る市町村長発行の所得証明書（申請者本人、高校生以下の就学者、乳幼児を除く世帯全員分）※令和6年1月1日から令和6年12月31日の収入・所得状況が記載されたもの。
- (3) 誓約書（連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付）
・・・鳥取県育英奨学資金貸与規則 別記様式第2号
- (4) 別表第3の特別の事情による控除（特別控除）を受けようとする者は、そのことを証明する資料（一人親世帯、就学者のいる世帯を除く。）
- (5) 留学を志す理由等の記入用紙・・・別紙1
- (6) 留学後の地元（鳥取県）への貢献をテーマとした自己PR用紙・・・別紙2

12 申請締切

令和7年9月4日（木）

※高等学校等で早めに締切を定めている場合がありますので、詳細は在学する高等学校等（既卒生の場合は出身の高等学校等）にご確認ください。

13 申請結果

令和7年11月下旬から12月上旬（予定）に、申請者本人及び在学している高等学校等へ選考結果を通知します。

採用者については、進学届出書・口座振込書・在学証明書等の提出後、貸与を開始します。

（令和8年春以降貸与開始予定）

14 その他

- （1）奨学生に内定した者が、令和8年度に大学へ入学できなかったときは、その資格を失います。
- （2）連帯保証人は父母又はこれに代わって債務を保証する者とし、保証人は本人及び連帯保証人と同一生計外（同居不可）の者としてください。
- （3）鳥取県育英奨学資金と併用できないもの（日本学生支援機構の第二種奨学金は金額に制約あり）があるため、奨学生に内定した者には選考結果通知の際に意向確認（大学入学後に鳥取県育英奨学資金の貸与を希望されるかどうか）の用紙を同封し、後日提出していただきますのでご了承ください。

15 問い合わせ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室 （電話）0857 - 26 - 7533 （ファクシミリ）0857 - 26 - 8176

参 考

1 募集要項 6 資格申請（５）の「鳥取県以外の者から～」について

（１）鳥取県育英奨学資金との併用を認めるもの

- （例）
- ・（独）日本学生支援機構 給付型奨学金
 - ・（独）日本学生支援機構 海外留学支援制度（学部学位取得型）
 - ・（独）日本学生支援機構 第二種奨学金（利息付）
 - ・（財）あしなが育英会奨学金・（財）交通遺児育英会奨学金
（貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る）
 - ・生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）
（貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る）
 - ・（株）日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫、国の教育ローン）
 - ・各金融機関の教育ローン

（２）鳥取県育英奨学資金との併用を認めないもの

（併願は可能ですが、両方採用となったときは、どちらか辞退していただきます。）

- （例）
- ・（財）あしなが育英会奨学金・（財）交通遺児育英会奨学金
（貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合）
 - ・生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）
（貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合）
 - ・長谷育英会奨学金（長谷育英奨学会）

上にあげた奨学資金以外にも、いろいろな奨学資金制度があります。
それぞれの要件等で鳥取県育英奨学資金との併用が認められるもの、認められないもの
がありますので、詳しくはお問い合わせください。

県教委事務局 育英奨学室（０８５７－２６－７５３３）

【注意】返還金を滞納すると・・・

定められた納期限までに返還がない場合、次の手続きがとられます。

ア 督促、催告

奨学生、連帯保証人に対して、文書、電話、自宅訪問などにより返還を督促します。未納の期間や金額によっては、保証人にも督促をします。

イ 延滞金の加算

民法の規定により、納期限から滞納した期間が1年について3%の延滞金が加算されます。

ウ 法的措置等

長期間返還がなかったり、未納額が高額になると、裁判所へ支払い督促を申し立てます。

返還された奨学資金は、新たに貸与する資金となり、後輩の奨学生に引き継がれていきます。

奨学生は、自らの責任に自覚を持って、必ず指定期限内に返還してください。

【参考：保証債務に関するQ&A】

Q 1. 連帯保証人と保証人の責任の違いは何ですか。

A 1. 奨学金の返還は原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります（もし延滞された場合は、延滞利息も併せて返済頂きます。）。

保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わって返還する責任があります（ただし、保証人が支払義務を負う債務の上限額は返還未済額の2分の1の金額です。）。

Q 2. 返還している中途に連帯保証人が亡くなりましたが、どうすればいいですか？

A 2. 連帯保証人（又は保証人）が不在となったときは、速やかに後任者を届けてください。届けない場合は、残っている返還金を一括請求することがあります。

Q 3. 同居ですが、生計が別の兄は保証人になれますか？

A 3. 同居人は保証人になれませんが、いわゆる二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、生計が別であることを証明する書類を添付してください。

（例：光熱水費等の同月の請求書）

Q 4. 祖父に保証人を依頼しようと思いますが、年齢制限はありますか？

A 4. 年齢制限はしませんが、保証人には、奨学生の学校卒業後、約20年間の返還の保証をお願いするので、なるべく65歳以下の方としてください。

また、保証人にも返還を求めることがあります（Q 1 参照）ので、所得や返還の資力がある方としてください。

別表第1

留学先地域による国外加算額			
区分	月額		国・地域名
A	20,000	アジア	台湾
		アジア	バングラデシュ
		アジア	ブータン
		アジア	カンボジア
		アジア	インド
		アジア	インドネシア
		アジア	ラオス
		アジア	モンゴル
		アジア	ミャンマー
		アジア	ネパール
		アジア	パキスタン
		アジア	フィリピン
		アジア	スリランカ
		アジア	タイ
		アジア	ベトナム
		アジア	東ティモール
		アジア	モルディブ
		中南米	アルゼンチン
		中南米	ボリビア
		中南米	ブラジル
		中南米	コロンビア
		中南米	コスタリカ
		中南米	キューバ
		中南米	ドミニカ共和国
		中南米	エクアドル
		中南米	エルサルバドル
		中南米	グアテマラ
		中南米	ホンジュラス
		中南米	メキシコ
		中南米	ニカラグア
		中南米	パナマ
		中南米	パラグアイ
		中南米	ペルー
		中南米	トリニダード・トバゴ
		中南米	ウルグアイ
		中南米	ベネズエラ
		中南米	ハイチ
		アフリカ	アルジェリア
		アフリカ	カメルーン
		アフリカ	コンゴ共和国
		アフリカ	コートジボワール
		アフリカ	エジプト
		アフリカ	エチオピア
		アフリカ	ガボン
		アフリカ	ガーナ
		アフリカ	ギニア
		アフリカ	ケニア
		アフリカ	リベリア

A	20,000	アフリカ	リビア
		アフリカ	マダガスカル
		アフリカ	モーリタニア
		アフリカ	モロッコ
		アフリカ	ナイジェリア
		アフリカ	セネガル
		アフリカ	南アフリカ
		アフリカ	スーダン共和国
		アフリカ	タンザニア
		アフリカ	チュニジア
		アフリカ	コンゴ民主共和国
		アフリカ	ザンビア
		アフリカ	ジンバブエ
		アフリカ	チャド
		アフリカ	ウガンダ
		アフリカ	ボツワナ
		アフリカ	南スーダン共和国
		アフリカ	シエラレオネ
		アフリカ	モザンビーク
		アフリカ	ベナン共和国
		アフリカ	ガンビア
		アフリカ	ナミビア
		アフリカ	ニジェール
		アフリカ	マラウイ
		アフリカ	ジブチ
		アフリカ	ルワンダ
		アフリカ	ブルンジ
		アフリカ	レソト
		オセアニア	パプアニューギニア
		オセアニア	パラオ
		オセアニア	マーシャル諸島
		オセアニア	ミクロネシア
		オセアニア	フィジー諸島
		オセアニア	キリバス
		オセアニア	ナウル
		オセアニア	ソロモン諸島
		オセアニア	トンガ
		オセアニア	ツバル
		オセアニア	バヌアツ
		オセアニア	サモア
		オセアニア	クック諸島
		オセアニア	ニウエ
		オセアニア	トケラウ諸島
		オセアニア	ニューカレドニア
		ヨーロッパ	アルバニア
		ヨーロッパ	エストニア
		ヨーロッパ	ラトビア
		ヨーロッパ	リトアニア
		ヨーロッパ	ブルガリア
		ヨーロッパ	ベラルーシ
		ヨーロッパ	ウクライナ

A	20,000	ヨーロッパ	ウズベキスタン
		ヨーロッパ	クロアチア
		ヨーロッパ	チェコ
		ヨーロッパ	北マケドニア
		ヨーロッパ	ポーランド
		ヨーロッパ	ルーマニア
		ヨーロッパ	ロシア
		ヨーロッパ	スロバキア
		ヨーロッパ	スロベニア
		ヨーロッパ	セルビア
		ヨーロッパ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
		ヨーロッパ	キルギス
		ヨーロッパ	タジキスタン
		ヨーロッパ	モンテネグロ
		ヨーロッパ	アゼルバイジャン
		ヨーロッパ	ジョージア
		ヨーロッパ	アルメニア
		ヨーロッパ	コソボ
		ヨーロッパ	トルクメニスタン
		ヨーロッパ	モルドバ
		その他	その他
B	40,000	アジア	中国
		アジア	大韓民国
		アジア	ブルネイ
		アジア	マレーシア
		中南米	チリ
		中南米	ジャマイカ
		中近東	イラン
		中近東	イラク
		中近東	ヨルダン
		中近東	クウェート
		中近東	レバノン
		中近東	サウジアラビア
		中近東	シリア
		中近東	トルコ
		中近東	イエメン
		中近東	パレスチナ
		中近東	アフガニスタン
		ヨーロッパ	オーストリア
		ヨーロッパ	ベルギー
		ヨーロッパ	フランス
		ヨーロッパ	ドイツ
		ヨーロッパ	ギリシャ
		ヨーロッパ	アイスランド
		ヨーロッパ	イタリア
		ヨーロッパ	ルクセンブルク
		ヨーロッパ	ノルウェー
		ヨーロッパ	ポルトガル
		ヨーロッパ	スペイン
		ヨーロッパ	スイス
		ヨーロッパ	リヒテンシュタイン

B	40,000	ヨーロッパ	カザフスタン
		ヨーロッパ	ハンガリー
		ヨーロッパ	マルタ
		ヨーロッパ	キプロス
C	80,000	アジア	香港
		アジア	マカオ
		アジア	シンガポール
		中近東	オマーン
		中近東	バーレーン
		中近東	イスラエル
		中近東	カタール
		中近東	アラブ首長国連邦
		北米	カナダ
		北米	アメリカ合衆国
		オセアニア	オーストラリア
		オセアニア	ニュージーランド
		ヨーロッパ	デンマーク
		ヨーロッパ	フィンランド
		ヨーロッパ	オランダ
		ヨーロッパ	スウェーデン
		ヨーロッパ	アイルランド
		ヨーロッパ	英国

別表第2

所得基準額表（令和6年分所得）

基準額
20,000千円

- 備考 1 生計を一にする世帯全員の所得額合計から、別表第3の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
- 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

特別控除額表

区分	特別の事情		特別控除額					
A 世帯を対象とする控除	(1)一人親世帯		490千円					
	(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1人につき)		小学校		80千円			
			中学校		160千円			
					自宅通学	自宅外通学		
			高等学校		国公立	280千円	470千円	
					私立	410	600	
			高等専門学校		国公立	360	550	
					私立	600	800	
			大学		国公立	590	1,020	
					私立	1,010	1,440	
			専修学校		高等課程	国公立	170	270
					高等課程	私立	370	460
					専門課程	国公立	220	620
					専門課程	私立	720	1,120
	(3)障がい者のいる世帯		障がい者1人につき (申請書添付資料：障害者手帳、療育手帳等の写し) 860千円					
	(4)長期療養者のいる世帯		療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。 (申請書添付資料：前年中の診療費領収書の写し)					
(5)主たる家計支持者が別居している世帯		別居のため特別に支出をしている年間金額(住居費、光熱水費に限る。)ただし、710千円を限度とする。 (申請書添付資料：前年中の住居費、光熱水費領収書等の写し)						
(6)火災・風水害・盗難等の被害をうけた世帯		日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額。 (申請書添付資料：被災を証明する書類及び金額の見積書)						
B 本人を対象とする控除			590千円					

- 備考 1 A欄の控除については、生計を一にする世帯全員の中で、特別の事情に該当する場合に控除することができる。
- 2 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除には、申請者本人は含めない。
- 3 A欄の「(4)長期療養者のいる世帯」及び「(5)主たる家計支持者が別居している世帯」による控除は、貸与申請前年に支出した実費とする。
- 4 A欄(5)の「別居のため特別に支出」の対象経費は、住居費、光熱・水道費に限る。
- 5 A欄の控除については、該当する特別な事情が二つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。
- 6 B欄は申請者本人のみを対象とした控除である。